

1. 利用について

- i. 大阪医科薬科大学の教職員(大学院生・研究生・研究補助員などを含む)ならびに部門長が認めた者で、教育訓練(年2回予定)を受講し、『利用登録申請書』を提出、登録された後、利用可能になります。

※教育訓練の開催日時は、実験動物センターで確認してください。

- ii. センター玄関は常時施錠されていますが、登録された教職員用IDカードにより24時間出入り可能です。
- iii. 第2研究館への出入りには、別途登録が必要となります。

2. 動物実験計画書と動物の購入について

- i. 動物実験をする場合には、『動物実験計画書』を提出し、動物実験委員会の承認が必要となっています。

※作成方法等は、『動物実験の実施について』をご覧ください。

- ii. 『動物実験計画書』の承認後、承認番号を記載した『実験動物(購入・飼育)申込書』を提出していただきます。

※飼育スペースには限りがあります。事前に動物収容状況を確認してください。

※提出された『実験動物(購入・飼育)申込書』は、そのまま発注書として利用されます。

- iii. 原則として動物はセンターで一括発注します。外部研究機関などから搬入する場合は、微生物検査成績書(検疫証明)を提出してください。

3. 飼育室の利用と動物の飼育管理

- i. 初めての利用者は、センター職員から説明を受けてください(利用上の注意点など)。
- ii. 飼育室への入室時には専用のスリッパに履き替え、無塵衣又は専用の白衣と、帽子・マスク・手袋を着用してください。
- iii. 動物が搬入された時点でセンターが利用者に連絡します。利用者自らが確認の上、ケージに移してください。
- iv. 動物の給餌・給水および清掃はセンターが行います。 ※特別飼料は、利用者が給餌を行ってください。
- v. マウス及びラットの床敷き交換(週に1-2回が望ましい)は利用者が行ってください。
- vi. 飼育動物数の増減を毎月、飼育室内にある『飼育管理日誌』に記入していただきます。

4. 実験操作

- i. 注射、投薬等の簡単な処置は飼育室で行うことができます。
- ii. 飼育室に持ち込む機器は最小限度とし、大型機器等の搬入には部門長の承認をとってください。
- iii. 持ち込んだ機器の管理や整頓は利用者が行ってください。また実験終了後には、速やかに撤収してください。

5. 動物の移動

- i. SPF 室や無菌室に搬入された動物は、原則としてセンター外へ持出すことはできません。投薬・手術等の処置は飼育室内で行ってください。
- ii. 一般飼育室の動物をセンター外へ持出す場合は、48 時間以内にセンターに戻していただきます。
- iii. 小動物は、専用の輸送箱に入れて持ち出してください。

6. 動物の死体処理

- i. 動物の屍体は黒いビニール袋などに入れ、透見できないようにして屍体専用のフリーザー（センター本館1F）に収置してください。
- ii. 飼育中の動物が死亡していた場合、センターが利用者に連絡します。自ら取りに来ていただくか、処分または冷蔵・冷凍保管などの処理方法を指定してください。連絡がつかない場合にはそのまま処分いたします。

※連絡後、冷蔵3日、冷凍2週間取りに来られない場合、処分いたします。

7. 災害・事故時の対応

- i. 災害や不慮の事故が発生したときにはまず飼育動物の逸走を防止することに努め、ただちに管理室（時間外は、総合研究棟1F保安室 2627）に連絡してください。